

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 8 期計画の策定について

1 計画策定の理由

介護保険法第 117 条第 1 項の規定により、市町村は、3 年を 1 期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとし、同条第 6 項の規定において、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉事業の供給体制の確保に関する老人福祉計画と一体のものとして作成しなければならないとされている。今年度は第 7 期計画の 2 年目となっていることから、令和 2 年度において、令和 3 年度を計画期間の初年度とする第 8 期計画を策定するものである。

2 計画期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 か年）

3 策定体制等

(1) 検討組織

青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会

(2) 市民意見の聴取

- ・アンケート調査（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」）の実施
- ・わたしの意見提案制度（パブリックコメント）の実施
- ・青森市老人クラブ連合会及び青森市シルバー人材センター等関係団体に対する意見照会

4 スケジュール

【令和元年度】

- ・アンケート調査の実施（12月）

【令和2年度】

- ・計画案の作成（～12月）
- ・わたしの意見提案制度（パブリックコメント）の実施（12月）
- ・計画の策定（3月）

【令和3年度】

- ・計画の実施
- ・市民への周知